

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第542号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第374号）

事件名：I P D Lにおける外国公報D Bシステムの開発等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

I P D Lにおける外国公報D Bシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書（議事録・報告書を含む）（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月15日付け20150416特許16により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

I P D L（特許電子図書館）は、特許庁の最重要政策である特許情報提供政策の中核を成すものである。この特許庁の最重要政策である特許情報提供政策の中核であるI P D Lにおける外国公報D Bシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書（議事録・報告書を含む。）が合理的に考えて存在しないはずがない。

（2）意見書

I P D L及びこれに続くJ-PlatPatは、特許情報提供施策の中核的業務であり、この中核的業務であるI P D Lにおける外国公報D Bシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書（議事録・報告書を含む。）が存在しないとは合理的にみて考えられないことである。

これに対し、理由説明書において諮問庁は「I P D Lとは、処分庁が1999年3月に開始したインターネットを通じて産業財産権情報を無料で提供する「特許電子図書館」（I P D L：Industrial Property Digital Library）サービスのことであるが、特許行政年次報告書<本

編> (～)にも公表しているとおり、IPDLの運営は、2004年10月に独立行政法人工業所有権情報・研修館へ移管されている。そのため、異議申立人から請求のあった「IPDLにおける外国公報DBシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書（議事録・報告書を含む。）」は、移管以降、処分庁では作成及び取得しておらず、不存在である。

なお、独立行政法人工業所有権情報・研修館は、2015年3月23日より、新たな特許情報提供サービスとして、特許情報プラットフォーム（略称：J-PlatPat）を開示しており、IPDLは終了している。

また、IPDLの運営が独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管される以前の当該運営に係る請負契約等に関する行政文書は、保存文書として保存期間が満了し、既に廃棄済みで不存在である。」旨記載している。

しかし、上記理由説明書の記載は、不相当である。具体的には、次のとおりである。

まず、このなかの「IPDLの運営は、2004年10月に独立行政法人工業所有権情報・研修館へ移管されている。そのため、異議申立人から請求のあった「IPDLにおける外国公報DBシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書（議事録・報告書を含む。）」は、移管以降、処分庁では作成及び取得しておらず、不存在である。」旨記載されている。確かに、IPDLの運営は、2004年10月に独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管されているが、特許庁（JPO：Japan Patent Office）と独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT：National Center for Industrial Property Information and Training）とは完全孤立ではなく、業務上深く密接に関連している。すなわち、JPOの発行する公報の閲覧・提供業務がINPITであるという業務上深く密接に関連している関係である。したがって、別組織であってもJPOは、INPITにおける情報提供システムの構築には関与せざるをえない関係にあり、ほとんど一心同体の関係である。このように、JPOとINPITとは、一心同体の関係にあるので、別組織であってもJPOは、INPITにおける情報提供システムの構築に関する本件情報公開請求内容に係る文書を取得しているはずである。今一度、調査していただきたい。

次に、「IPDLの運営が独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管される以前の当該運営に係る請負契約等に関する行政文書は、保存文書として保存期間が満了し、既に廃棄済みで不存在である。」旨記載されているが、明らかに不当である。経済財産権情報の提供業務は、JPOの中核的業務であるので、これに関する当該運営に係る請負契約等に

関する行政文書は本来永年保存のほずである。したがって、今一度、調査していただきたい。

もし、廃棄されたのであるなら、その保存期間及び廃棄時期を明確にしてください。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問事案の概要

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書に該当する可能性のある行政文書については、存在しないため、平成27年6月15日付けで不開示とする原処分を行った。

(2) 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、IPDLは、特許庁の最重要施策である特許情報提供政策の中核をなすものである。この特許庁における最重要施策である特許情報提供政策の中核であるIPDLにおける外国公報DBシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書（議事録・報告書を含む。）は合理的に考えて存在しないはずがないと主張しているため、以下検討する。

IPDLとは、処分庁が1999年3月に開始したインターネットを通じて産業財産権情報を無料で提供する「特許電子図書館」（IPDL: Industrial Property Digital Library）サービスのことであるが、特許行政年次報告書2005年版〈本編〉(<https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2005pdf/honbun/4-4-2.pdf>)にも公表しているとおり、IPDLの運営は、2004年10月に独立行政法人工業所有権情報・研修館へ移管されている。そのため、異議申立人から請求のあった「IPDLにおける外国公報DBシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書（議事録・報告書を含む。）」は、移管以降、処分庁では作成及び取得しておらず不存在である。

なお、独立行政法人工業所有権情報・研修館は、2015年3月23日より、新たな特許情報提供サービスとして、特許情報プラットフォーム（略称：J-PlatPat）を開始しており、IPDLは終了している。

また、IPDLの運営が独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管される以前の当該運営に係る請負契約等に関する行政文書は、保存文書として保存期間が満了し、既に廃棄済みで不存在である。

(3) 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

2 補充理由説明書

本件理由説明書中、「1. 事案の概要」の(2)及び(3)において誤記があったため、下記の内容に補正する。

- (1) 本件開示請求に対し、処分庁は、対象となる行政文書(本件対象文書)について、平成27年6月15日付けで、下記3.のとおり、これを不開示とする決定(原処分)を行った。
- (2) これに対して、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条第1項の規定に基づき、平成27年8月17日付けで、処分庁の行った原処分の取消しを求める旨の異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成28年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月20日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成29年9月29日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ 同年11月27日 | 審議 |
| ⑥ 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、IPDLにおける外国公報DBシステムの開発・設計・入札・受注開発企業・請負契約に関する文書(議事録・報告書を含む)である。

異議申立人は、本件対象文書は存在するはずである旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア IPDLは、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に、特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「INPIT」という。)に移管された。

イ IPDLが特許庁からINPITに移管されて以降の本件対象文書は、INPITが保管及び管理しており、特許庁は取得も保有もしていない。

ウ IPDLがINPITに移管される以前の本件対象文書については、特許庁において、平成13年度ないし平成17年度の行政文書ファイ

ル管理簿を検索した。なお、平成13年度以前に作成又は取得した行政文書は、同年度の行政文書ファイル管理簿に登録されている。また、平成16年10月にIPDLがINPITに移管されるまでに作成又は取得した行政文書は、遅くとも平成17年度の行政文書ファイル管理簿に登録されている。

その結果、「IPDL」又は「外国公報DBシステム」といった本件対象文書がつづられていた可能性のある行政文書ファイルは登録されておらず、本件対象文書の存在は確認できなかった。

また、念のため、上記期間における「INPIT」及びINPITの前身である「工業所有権総合情報館」に係る行政文書ファイル管理簿についても同様の検索を行ったが、本件対象文書がつづられていた可能性のある行政文書ファイルは登録されておらず、本件対象文書の存在は確認できなかった。

エ 契約に関する文書は、特許庁文書取扱規程（平成7年12月制定。以下「旧規程」という。）又は特許庁行政文書管理規程（平成13年1月制定。以下「新規程」という。）により、その保存期間が5年若しくは2年（旧規程）又は5年（新規程）と定められている。

担当部局の職員に対し聞き取りを実施したところ、本件対象文書に係る行政文書を廃棄した記録の存在は確認できないが、仮に本件対象文書が旧規程又は新規程のいずれの適用を受ける時期に作成されていたとしても、保存期間満了に伴い、既に廃棄されたものと考えられるとのことであった。

オ 本件開示請求を受け、念のため、処分庁において本件対象文書について、執務室内の机、書庫、書架等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

また、本件異議申立てを受け、改めて処分庁において同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から、旧規程及び新規程の提示を受けて確認したところ、その内容はいずれも諮問庁の上記(1)エの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については，特許庁において本件対象文書を保有している
とは認められず，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久